

【請願趣旨】

厚生労働省「過労死等防止対策白書」（2018年）によれば、教員の1日の学校内総勤務時間の平均は11時間17分（所定労働時間7時間45分）になっています。これに教材研究等の持ち帰り仕事を加われば、約12時間、つまり1日の半分は仕事をしていることになります。

これに対し文部科学省は、昨年12月に国会で成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正で対応しようとしています。この改正は、都道府県の条例によって公立学校に「1年単位の変形労働時間制」の導入を可能にするものです。

今、問題となっている新型コロナウイルス感染症対策で、教職員の労働時間がさらに増え、疲労が蓄積し、過労死の危険性さえあります。

教職員は、消毒や清掃などの感染防止に時間を割きつつ、1人ひとりの子どもに寄り添い、「少しでもわかりやすい授業、教材を」と日々取り組んでいます。これまで経験したことのない長時間で過重な勤務であり、「こんな状態が長く続いたら、身体も心も壊れてしまいそうだ」という声が上がっています。

このような中で、「1年単位の変形労働時間制」を導入して所定の勤務時間を延長し、「8時間労働」の原則を壊してしまうことは、教職員のいのちと健康を守る上でも、また、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための条件整備をすすめる上でも、あってはならないことです。

今、教育行政が行うべきは、各学校に、感染防止に必要な物的・人的支援を行うとともに、密になることなく授業ができるよう教職員やスタッフの増員、教室の整備など緊急の実効ある措置をすすめることだといえます。

以上、教職員のいのちと健康を守り、どの子にもゆきとどいた教育をすすめる立場から、下記の内容の意見書を徳島県に提出することをお願いいたします。

記

1. 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定をおこなわないこと
2. コロナ禍における教職員の長時間過重労働を解消し、ゆきとどいた教育を実現するための施策を緊急に講じること